

アルブレヒト・デューラー遺文集（三）

前川，誠郎

<https://doi.org/10.15017/2328720>

出版情報：哲學年報. 28, pp.329-346, 1969-08-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



アルブレヒト・デューラー遺文集 (三)

前 川 誠 郎 訳

目 次

- アメルバッハ宛 (R11)
- クレス宛 (R25)
- シュトロマー宛 (R29)
- ベーハイム宛 (R30)
- シュパラティーン宛 (R32)
- ニルンベルク市長並びに市参事会宛一通 (R31, 38)
- 年金関係皇帝宸翰四通 (R24, 26, 28, 36)

付録

R11 アメルバッハ宛書翰 (一五〇七年十月二十日)

小パーゼル市の出版業者、わが親愛にして尊敬すべく賢明なるハンス様^{註1}。先ず私の心からなる御挨拶を、親愛なるハンス様！ 貴下の御健勝こそは私にとり殊の他の悦びであり、その故に私は貴下に、また貴下が幸福を願われるす

アルブレヒト・デューラー遺文集 (三)

べての方々に、そしてわけても、私が衷心より御健在を祝する貴下の尊敬すべき御奥様に対して、御幸福を祈ります。―そして（私は）貴下に、貴下が今いかなるよきもの（書籍）を作られているかを私にお報せ下さるよう、そして私が私の（この）粗略な手紙を貴下にござん頂くことを私にお許し下さるよう、願っております。―ではお寝みなさい。ネルンベルクにて 1507年十月20日。

アルブレヒト・デューラー

註1 小パーゼルス市 *Kleine Stadt zw Pasell* ライン右岸のパーゼルス区をいう。

註2 ヨーハンネス・アメルバッハ (c. 1445—1513) 一四八三年バルバーラ・オルテンベルク (1513死) と結婚。

R 25 クレス宛書翰 (一五一五年七月三十日またはその直前)

親愛なるクレス様^{註1}！ 先ず私は貴下に、（貴下が）シュターピウス氏^{註2}より、あの方が私の *Ket Mt*（皇帝陛下）に関する一件で何らか交渉して頂いたかどうか、また一件は如何相成っているかを私のためお聴き取りの上、貴下がわが（市参事会員）諸賢に寄せられる次便におき、序でに私にもお報せ下さいますよう、願ひ上げます。

しかしながらもしシュターピウス氏が私の件で何をなさってはおらず、そして彼にとり私の意に添うことが余りに難しいようであるならば、私は、私の寛大なる市参事会員としての貴下に、貴下がカスパー・ニュッツェル氏^{註3}から説明を受けられそして私からお願ひ申し上げたごとくに、*Ket Mt*（皇帝陛下）と御折衝下さいますよう、お願いいたします。

即ち k Mt (皇帝陛下) に、私が ker Mt (皇帝陛下) の御ため三年間お仕えし、私の財を費し、そしてもし私が私の勤勉を尽さなかったといたしますと、あの美事な作品^{作品}は決してあのような結果には到らなかったであろうことを、御指摘下さい。その故に (私は) k Mt (皇帝陛下) に対し、貴下がそのことを如何すれば宜しいかよく御存知のごとく、この件につき私に (年金) 百グルデンをもってお酬い下さらんことを請願いたすものでございます。

Item (また) 私が k Mt (皇帝陛下) に凱旋門の他にも猶多くの様々な下絵 (フィジールンク) を制作申し上げましたことをも併せ御承知下さいますよう……ではこれにて何卒よろしくお願い申し上げます。

Item (更に) もし貴下が、シュタービウスが私の一件で (すでに) 何らか手配済みであることを御存知ならば、貴下がこの度私のために重ねてお動き下さることは御無用に願ひ上げます。

アルブレヒト・デューラー

裏面にアルブレヒト・デューラー覚書とあり。

註1 クリストフ・クレス (1484—1535) ニュルンベルクの軍人また政治家。一五一三年市参事会員となり、一五一五年七月三十

日駐ウィーン帝室宮廷使節となる。

註2 ヨーハンネス・シュタービウス (1518 死) 哲学者、数学者、帝室付天文学者兼史料編纂官。デューラーと親交あり、皇帝マクシミリアン一世のための木版画大作「凱旋門」(後出) の制作に当り、その古典学の造詣をもってデューラーを助けた。

註3 カスパー・ニュツェル (c. 1471—1529) ニュルンベルクの名家出身の市参事会員。

註4 後出凱旋門を指す。一五二二年より三ヶ年の日時を費し、百二十九枚の版木を組合せた 3.40×2.92 日の大作。

R29 シュトロマー宛書翰 (一五一九年以後)

親愛なるヴォルフ・シュトロマー様^{註1}！ ザルツブルクのわが殿^{註2}が彼の絵硝子職人に託して私に一通の手紙を届けられました。私が彼（職人）のため役立ちうることなら何なりと、私は悦んで致したく存じます。何故なら彼は当地で硝子と道具とを買いたい由です。処で彼は私に、彼がフライシュタット（ニールンベルク南東）で襲われて20 fl.（グルデン）を盗られた旨を、申し立てております。（彼は）私が彼を貴下の処へと案内するよう私に懇願いたしました、何故なら彼の主君が、もし彼が何かを必要とすれば、彼はそれを貴下に届け出るべきであると、彼に命ぜられたからであります。彼を私は私の下男と共に貴下の許へ遣わします。何卒宜しく。

貴下の恭順なる

A・デューラー

註1 ヴォルフ・シュトロマー（1471—1552）ニールンベルクの名家出身の軍人でランク（次註）の家臣。

註2 わが殿。神聖ローマ帝国宰相で一五一九年ザルツブルク大司教となったマッテウス・ランク（1468—1540）のこと。文面から推してデューラーは彼と何らかの関係をもっていたと思われる。

R30 ベーハイム宛書翰 (一五一八—二〇年)

親愛なるミヒエル・ベーハイム様^{註1}。私は貴下にこの紋章をお返しいたします。どうかこのままにしておいて頂きた



い、誰も貴下のためこれをより良くすることはしないでしよう、何故なら私はこれを丹精をこめ工夫をこらして作ったからです。そのことをこれを見て分る人は誰でも貴下にきつと説明してくれるでしょう。兜の上の葉模様を（これより）上へ弾ねると、それは（鷲の下の）リボンを隠してしまいます。

貴下の忠実なる

アルブレヒト・デューラー

ニューヨーク、メトロポリタン博物館所蔵の版木の裏面に書かれている。

註¹

フレクシツヒに拠ると本書翰のデューラーの筆蹟が一五一八年以降と推定されるので、宛先人のミヒ（ヤ）エル・ペーハイムはニユルンベルクの知名の建築家（一五一一年死）とは別人であつたろうと言ふ。この紋章は木版画 R. 156 前頁挿絵参照。

R 32

シュパラティーン宛書翰 （一五二〇年二月または三月）

わが寛仁なる殿、選帝侯フリードリッヒ大侯の宮廷牧師、尊敬すべく学識高きゲエルゲン・シュパレンティーンヌス様^{註¹}。

敬仰すべく親愛なる貴下よ！ 私は貴下の小さな紙片の他にはそれ以上何も拝見いたしておりませんので、先きに短い手紙の中で私の謝辞を（簡単に）申し上げました。その後、あの小冊子が包みこまれていた小さな袋がめくれた際、私はようやくその中に本当のお手紙を見付け、わが寛仁なる殿（フリードリッヒ大侯）が御自らあのルッターの小冊子^{註²}を私にお送り下さった旨を承知いたしました次第でございます。その故に私は、貴下が選帝侯殿下に対し幾重にも

私の恭敬なる謝意を表し、また *ce* (選帝侯殿下) に、彼(殿下)があゝの頌むべき *o Mil* (マルティヌス・ルッター博士) を、この世の一切の富と権勢とよりもわれらにとって貴重なキリストの真実の故に、庇護すべく(神より)命ぜられ給わんことを伏してお願ひ下さるよう、願ひ上げます。何故ならば、一切は時とともに過ぎ去り、ただ真実のみが永遠に残るが故であります。そしてもし神が私を、私がマルティヌス・ルッター博士の許にいたりうるよう、お助け下さるならば、私は、私を大きな不安から救つて下さったこのキリスト者の永き想出のよすがに、彼を丹精をこめて写生しそして銅(版)に彫り度く存じます。そして私は貴下に、もしマルティヌス博士がドイツ語で(書かれて)ある何か新著を出されたなら、私にそれを私の費用でお送り下さらんことをお願いいたします。

Item (また) 貴下は私に (ラツァルス・シュペングラの) マルティヌス弁護論^{辯護}についてお書きですが、その一部もはや残つてはいないことを御承知下さい。しかしそれを(今)アウグスブルクで印刷しております。それ故それが刷り上がれば、私は貴下にそれをお送りいたしたく存じます。しかし、この小冊子は、たとえそれが当地で作られているとは申せ、説教壇上では、焼却すべき異端の書として誹謗され、そしてそれを無記名で出した(著)者に対しては悪しざまに言われていることを御承知下さい。人の噂では、エック博士もまたそれを、かつてロイライン(ロイヒリン)博士の小冊子に関して起ったごとく、インゲルシュテット(インゴルシュタット)で公けに焼却しようとしたということです。

Item (また) 私はわが寛仁なる殿(フリードリッヒ大侯)に、私がメンツ(マインツ)の寛仁なる殿(ブランドンブルクのアルブレヒト大侯^{大侯})の御要望により彫つた一枚の銅版から(刷つた)三枚の版画をここに同封の上お送り申

し上げます。(私は) scb (選帝侯殿下、アルブレヒト大侯) にその銅版を200枚の印画とともにを送り申し上げ、彼に敬意を表しました処、それに対し scb (選帝侯殿下) は私に対して優渥なる御態度を示されました。即ち scb (選帝侯殿下) は私に金貨で、200 fl. (グルデン) と一着の上衣のため se の緞子とをお贈り下さいました。(私は) それを喜びと感謝とをもって拝受いたしましたが、殊に私が困っておりました丁度その時とて。何故ならば私にとり余りにも早く逝き給うた、頌むべき追憶を留め給う k Mt (皇帝陛下、マクシミリアン一世) は、同じく恩寵もて私の多くの長かりし辛勞と顧慮と勞力とに對し御心を寄せられておりました。然るにわが終生を通じ毎年 (ニールンベルク) 市税より引出され、k Mt (皇帝陛下) の御在世中私が年毎に引出しておりました百グルデンを、今やわが (ニールンベルク市参事會員) 諸公は私に手交される意志がありませんので。かくして (私が) 老境に至るや困窮しました私の k Mt (皇帝陛下) に對する私の長き時間と辛勞と勞力とを浪費し去ったことは必定であります。何故ならかくして私の視力と手の自由とが衰え行くならば、私の事情は安定いたしますまい。そのことを私は私の親しい寛大なる友としての貴下に秘して置こうとは思つたこともございません。

私は貴下に、もしわが寛仁なる殿 (フリードリッヒ大侯) が負債に関し鹿の角を用意致されるお心算ならば、私が何か美事な角を入手できますよう、貴下が私のため他ならぬそのことを (殿に) 想起させられますよう、お願いいたします。何故なら私はそれから二つの燭台を作ろうと存じますので。また私はここに二枚の印刷された小十字架 (像) を同封してお送りいたしますが、(それは) 金 (版) に彫っており、そして一枚は貴下のためのものでございます。

ヒルスフェルトとアルブレヒト・ヴァルトナーとに私に代り私の心からなる挨拶をお伝え下さい。ここに、貴下

よ、わが寛仁なる殿、選帝侯殿下に對し奉り、私を忠実にお取り做し賜わらんことを。

貴下の アルブレヒト・ドゥーラー

ノッフンベルクにて

註1 ゲオルク・シュバラティーン(シュパレンティヌス)、本姓ブルクハルト、シュパルト出身。一五〇八年以降ザクセン宮廷にあり、フリードリッヒ賢明公とルッターとの仲介者として活躍した。(1484—1515)

註2 ルッターのどの著作を指すかは不明。

註3 ラツァルス・シュペングラ(1478—1534)一五〇四年以降ニュルンベルク市役所総務部に在り、一五〇七年以降同市首席書記官。デューラーへ宛てた書翰(一五〇九、一〇年頃)の中で画家をへ私の殊に親しくまた兄事する友云々と呼んでいることから、両者間に親交があったことがわかる。『ルッター弁護論』は一五一九年出版。

註4 旧教の守護者マインツ選帝侯アルブレヒト大侯の名がここに新教の庇護者フリードリッヒ大侯と並んで挙げられていることは、宗教改革当時のドイツ美術家の在り方を示すものとして極めて示唆的である。デューラーもクラナッハも共に兩大侯のために仕事をした。ここにいうアルブレヒト大侯の銅版画は通常「小版クライナ・カルディナル枢機官」と呼ばれるもの(B. 102, 1519)

註5 B. 23

註6 ヒルシュフェルトはフリードリッヒ大侯の家臣で一五一七年エルサレム巡礼を行なったという。ヴァルトナーについては不詳。

R31 ニュルンベルク市長並びに市参事会宛書翰 (一五一九年四月二十七日)

思慮ありて尊敬すべくまた賢明寛大にして親愛なる諸賢。諸賢は、小生が、先般開催された帝國議會に際し崇むべき追憶を留め給うわれらが寛仁至大なる主、ローマ^{kermt} (帝國皇帝陛下) 親臨の下に、^{kermt} (陛下) が、小生

の陛下 (ier mt) に関し多年尽せるわが丹精なる業績と辛苦とに対し、わがネルンベルク市の年間市税より二百ライン・グルデンを優渥にも小生に斡旋なし給い、その通例の花押をもって署名せる陛下の (ier mt) 指令書^上を(諸賢に)送付いたされ、小生が封印の上手許に所持する受領書に基き必要なる手続きを経て受領されることに、殊更なる辛勞と督促とを重ねて(意訳)、到った次第を充分御承知であります。さて小生は諸賢に対し、諸賢が、われらの至上に合法なる主としての k mt (皇帝陛下) への職務と業績とに、大きな報償をうることなく多大の時間を費しましたそれにより彼の他の利得を瞭かに失える諸賢の忠誠なる市民たる小生を幸いに顧られ、しかして小生に k mt (陛下) の指令書と受領書とに基き直ちにかの二百グルデンを支出せしめ、小生が k mt (陛下) の御意もまた疑いなく左様ありしがごとく小生のなせる辛苦と業績と勤勉とに対し適当な報償と満足とをうるよう致されるであらうとの恭順な信頼を常に抱くものでございます。その故小生は、もし諸賢がこの二百グルデンの故に未来の(新)皇帝または王から招喚せられるか、もしくははこの御方が今後その支出を好まれず(意訳)小生よりそれを召し上げることを欲せられるならば、小生はかかる場合に処して諸賢およびわが市から(その負担を)軽減し、そしてその故、諸賢が些かの不利益や損害を蒙られぬよう、(嘗て)小生の亡父のものであった城下通りの角なる小生所有の家屋を保証と担保とのために置いて抵当とするつもりであることを、申し述べる用意がございます。そのことを小生はわが寛大なる統治者たる諸賢のため衷心より進んで御奉仕申し上げる所存であります。

諸賢の 恭順なる市民たる

裏面に《アルブレヒト・デューラー 200 fl. 市税》および《1519 復活祭第四祝日》とあり。即ち四月二十七日に当る。

註1 一五一八年九月八日付 (R38)

註2 城下通 (ウンター・デル・フェステン) 四九三番地。一四七五年父親が二百グルデンで買取り持家とした。

R38 ニュルンベルク市長並びに市参事会宛書翰 (一五二二年十一月十二日)

小生、ヌルムベルクの市民、アルブレヒト・トゥーラーは本状をもって確言いたします。頌むべき追憶を留めさせ給うわが寛仁至大なる主、皇帝マクシミリアン (陛下) がさきに小生に、小生の陛下の御ためになせる忠誠なる奉仕の故に、われらの市ヌルムベルクの通常年間市税より百ライン・グルデンを小生の終生中 (年金として) 指定し譲渡し給いしごとく、その御指定をわれらが寛仁至大なる主、羅馬皇帝今上陛下は優渥にも確認かつ確証し給いました。それをわが英邁なる支配者たる当ヌルムベルク市の思慮あり尊敬すべくまた賢明なる市長および参事会員諸賢は昨聖マルティンの日 (十一月十一日) に小生に支弁支給いたされました。その故に小生は諸賢並びにわがヌルムベルク市当局に対しこの百グルデンがここに完全に領収決済されたことを申し述べる次第であります。小生はこの文書の末尾に小生常用の自身の印章を捺印いたしました。―わが主キリスト降誕後より算えて千五百二十一年聖マルティンの日の後の火曜日 (十一月十二日) 記。

註 他に同趣旨の領収書が一五二二、二三、二四、二五、二六、二七年の六通残されている。

猶、以下に付録として年金関係の皇帝宸翰四通を訳出した。これらは何れもデューラーの関係遺文であるからまとめて別置したが、本分冊所収の各書翰の冒頭に付したR番号に従い、24、25、26、28、29、31、36、38の順に読むと、年金の経緯がほぼ

瞭かとなるう。即ち一五二二年二月三日から同月十五日までの皇帝マクシミリアン一世のニュルンベルク行幸を機として、デューラーは皇帝のため木版画（凱旋門、凱旋車）や素描（祈禱書裝飾挿絵）を制作することになるが、画家に対する報償に苦慮した皇帝は先づニュルンベルク市に対しデューラーから市税を免除すべきことを要請し（82）、これを市から拒否されてかわって国庫に納付さるべきニュルンベルク市税の中より百グルデンを画家に年金として与えるよう命令した（83）。この間デューラーは知人のニュッツェル、シュタービウス、クレスら有力者を介して年金支給の運動を行なった（84）。しかるに一旦支給の決定したこの年金も皇帝がニュルンベルク市税をザクセン選帝侯フリードリッヒと賢明公に対し担保に入れ、年金は侯の温情によって続けて画家に支給されていた等の事情から間もなく遅滞し、一五一八年九月に至り皇帝は翌一九年十一月十一日に二百グルデンをデューラーへ支払うべき旨の命令を市に発している（85）。しかしこの支給を遠く前にして一九年正月の皇帝の崩御は年金そのものの前途を極めて暗澹たらしめ、この年の四月デューラーは市に対し自身の旧居を抵当として二百グルデンの支給を懇請する（86）。一方、翌二〇年初頭にはザクセン選帝侯の側近シュパラティーンに書翰を送り窮状を訴えた（87）。そして遂に新皇帝カルル五世に対し年金の継続支給請願のため、この年秋にアーヘンで挙行される戴冠式を目指し七月十二日妻と共にニュルンベルクを出発、いわゆるニードラーンデ旅行の途につき、同地で種々劃策した結果十一月四日に至りカルル五世の追認（88）を受けることに成功し、年金は遅滞残額と共に改めて継続支給されることになった。

付 R24 皇帝マクシミリアン一世よりニュルンベルク市参事会宛

（ランダウ、一五二二年十二月十二日）

マクシミリアン、神の恩寵により選ばれし羅馬皇帝 皇帝 ^{皇帝} _{皇帝}

敬愛する臣よ！ 朕と帝国との忠誠なるアルブレヒト・デューラーは、彼が朕の企劃に関し作れる素描に多大の丹精を竭しまたその際、朕が朕の特殊の感興を見出せると均しきものを爾今常時制作せんことを願ひ出でしのみならず、また当デューラーが、朕の繁く報告を受けしごとく、絵画の技能におき爾余の工匠を抜出して知名なるが故に、

朕は彼を朕の恩恵をもて極めて特に策励せんとするの感を懷くに至り、仍って朕は諸卿に、諸卿が朕のため朕の恩恵と、彼が諸卿におき至当に（評価を）享くべき彼の著名なる技能とに鑑み、前記デューラーを諸卿の許における一切の通常の市賦課金、即ち物品税、市税その他より免除するに同意せんことを、切なる関心もて要望す。^{註2}しかしてこの朕の要求を必ず拒まんと欲すること勿れ。諸卿がそれを朕の意に添い諸卿の許（なる市）におきこの技能の一層の發展のため取り行わんは寔に然るべきことにして、朕が諸卿に対しそを期するは疑いを容れざる処なり。諸卿宜しく朕の意を体し、朕が諸卿ならびに貴市に対し寛仁にも明示せんとする極めて特殊なる寵愛に添わんことを。―朕と帝国との都市ランダウにて、1512年、朕が羅馬帝国（統治）第二十七年十二月十二日。

Ad mandatum domini imperatoris propria

（皇帝陛下御手ずからの御命令に基き）

副署 ナシ^{註3}

朕および帝国の敬愛する忠誠なるニュルンベルク市長並びに市参事会（宛）。

羅馬皇帝マクシミリアン殿は巧みなる画家アルブレヒト・デューラーを所得（税）、市税および物品税から免除して当地に居住せしめることを御切望あらせらる。

A. post Thoma 1512

註1 P.P. = *pater patriae* の略か。

註2 この要求は市より拒否され、皇帝は改めて年金支給の途を択ぶことになる。

註3 原文佚亡し、十八世紀の写本 (ニュルンベルク市文庫 S.1, L. 79, Nr. 15, Fasz 1) にある。

付 R26 皇帝マクシミリアン一世のデューラーに関する特権状
(インスブルック、一五一五年九月六日)

朕、神の恩寵により選ばれし羅馬皇帝、永えにゲルマニア、フンガルン、ダルマティア、クロアティア (etc.) における帝国の拡張者 (アウグストゥス)、墺多利の王にして大侯、ブルグンドおよびブラバント侯、しかし (諸方に) 宮中伯たるマクシミリアンは本状をもって、朕が、朕および帝国の忠誠なるアルブレヒト・デューラーの朕の御前に賞讃されたる技能、巧技そして知力を認め顧み、また同人が、朕および神聖帝国、更には朕の躬自らのため多岐に亘り繁くかつ進んでなせる彼の忠誠にして有用なる奉仕を、今も尚日々なしました爾今も為さんと冀い、しかして朕が同じデューラーに熟慮と朕および帝国の貴族有司の多くの忠言と正鵠なる判断とをもって、朕が本状により知らしめんとする処を、即ち彼の終生しかしてそれ以上長きに亘ることなく、各歳毎年、朕および帝国の忠誠なるニュルンベルク市長並びに市参事会が各歳毎年朕の国庫に支弁し支払うべき義務ある朕の通常市税より、彼の受領書と引換えに百ライン・グルデンが上記ニュルンベルク市長、市参事会および同地の後任者によりて彼に支弁支給支払わるべきを、寛仁にも約定し同意したる次第を、朕および帝国における朕の後継者のために公示し衆庶に知らしむるものなり。しかして上述ニュルンベルク市長並びに市参事会および彼らの後任者が前述アルブレヒト・デューラー

に、上に記されしごとく、彼の受領書と引換えに支弁し支給し支払う処の一切の総額は、彼らが、さきに記されしごとく、各歳朕の国庫に支払うべき義務ある彼らの通常市税において、恰も彼らがそを朕の自らの手に支払い、しかしその故に朕の受領書を受取りしがごとく、支払い支弁し決算済みと見做され、また彼らおよび彼らの後任者に対し朕ならびに朕の帝国の後継者より如何なる違背も損害も為されず、必ずや災なかるべし。本状をもってその証となし朕の紐章もて印す。―朕が（帝国）都市インスブルックにて、キリスト降誕後千五百十五年、朕が羅馬帝国（統治）第三十年、しかして班牙利国（統治）第二十六年九月六日。

マクシミリアン

LS^{#1}（印爾あり）

Ad mandatum sacrae caesareae majestatis proprium

（神聖なる皇帝陛下御手ずからの御命令に基き）

副署アルモ判読シ難シ^{#2}

註1 LS=locus sigilli

註2 十八世紀の写本（ニュルンベルク市文庫 S.J.L. 79, Nr. 15, Fasz. 2）による。

付 R28 皇帝マクシミリアン一世よりニュルンベルク市長および

市参事会宛 (アウグスブルク、一五一八年九月八日)

朕と帝国との敬愛する忠誠なるニュルンベルク市長ならびに市参事会へ。

神の恩寵により選ばれし羅馬皇帝 (etc.) マクシミリアン。

敬愛する臣よ！諸卿が朕に一年後の来るべき聖マルティン (マルティン) の日 (十一月十一日) に、諸卿が朕と帝国との国庫に手交する慣いなる通常市税より残額、即ち二百ライン・グルデンを支払うべき義務あるに依り、朕は諸卿に、諸卿と市とが朕および朕の皇祖、羅馬諸皇帝ならびに諸王により解放され、しかして前記市税を朕が手以外の何人にも手交し支払わざるよう特許せられたることを顧慮するなく、朕の画家にして朕と帝国との忠誠なるアルブレヒト・トゥーラーに、朕の命に基き朕の凱旋車その他に關し朕に対して進んでなせる彼の功績の故に、かの二百グルデンを支出したまた支払い、それに対し朕の受領書^{re}を受取るべきことを嚴命す。しかして後この二百グルデンは前記の日時に諸卿に通常市税より控除せらるべし。諸卿の朕が真摯なる意に添わんことを。―朕および帝国の都市アウグスブルクにて、キリスト紀元 (etc.) 第 (千五百) XVIII 年、朕の羅馬帝国 (統治) 第 XXXIII 年および班牙利国 (統治) 第 XXVIII 年九月八日發行。

王 自 署

Ad mandatum caes. maiestatis proprium

(皇帝陛下御手ずからの御命令に基き)

セルンタイン

R (記帳) M・ビュヒラー

註1 ウィーン帝室文庫 Bd. BB fol. 447b について保存されるこの受領書は本宸翰と同一日付(一五二八年九月八日)となっており、結局皇帝の崩御(一五二九年一月十二日)により発効せずに終わった。

付 R36 皇帝カール五世よりニュルンベルク市長および市

参事会宛(ケルン、一五二〇年十一月四日)

朕および帝国の忠誠なるニュルンベルク市長ならびに市参事会へ。カルル、神の恩寵により選ばれし羅馬皇帝、永えに帝国の拡張者(アウグストゥス)(etc)

敬愛する臣よ! 讃うべき追憶を留め給う朕が主にして祖父君、盛徳高き皇帝マクシミリアン(陛下)が、さきに朕と帝国との忠誠なるアルブレヒト・デューラーに対し各歳彼の終生、諸卿が毎年朕の国庫に納付する義務ある朕と帝国との通常市税の中より百ライン・グルデンを、賦与し譲渡し給いしに依り、また羅馬皇帝たる朕が寛仁にもそこに同意し、しかして彼にこの年金を、それに関し発せられたる文書^{註1}に基き、改めて譲渡せるにより、朕は諸卿に厳命し、諸卿が上記アルブレヒト・ドゥーラーに上述の百ライン・グルデンの年金を、皇帝マクシミリアン(陛下)の御譲渡以降彼に未払いとして残れる額だけ、しかして今後各歳彼の終生、上に定められし市税の中より彼の然るべき受

領書に基きて手交し、諸卿がこの件に関し何ごとによりても違背し阻害されざらんことを望む。諸卿の朕が真摯なる意に添わんことを。―朕および神聖帝国の都市コルン（ケルン）にて、（紀元千五百）二十年、また朕の羅馬（統治）第二年、しかして爾余のすべての国家（の統治）第五年十一月四日発行。

カ
ロ
ル
ス

アルベルトウス、^{註2}マインツ枢機卿、皇帝書記局総長 副署せり。

R（記帳） M・ピュヒラー

註1 前出 R26

註2 デューラーの庇護者の一人アルブレヒト・フォン・ブランデンブルク大侯。